

～この度の豪雨で被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます～

## 災害に伴う保育料の減免について

平成30年7月豪雨により床上浸水した保護者に対する利用者負担額（保育料）の減免についてお知らせします。

### 内 容

特定教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）及び特定地域型保育事業（小規模保育所等）に入所している児童の支給認定保護者が対象

減免の事由	算定の基礎	程度	減免額	添付資料
火災、震災、風雪水害その他の災害により、常時居住する住家に著しい損害を受けたとき。	火災、風雪水害、震災その他の災害により、住家が受けた損害の程度	全壊（流失）、全焼又は全損、大規模半壊	全額	り災証明書
		半壊、半焼又は半損	半額（10円未満は切り上げ）	
		その他特別な事由により利用者負担額の納入が困難であると認められるとき。	別途審査のうえ決定	

### 手続き等

- 「減免申請書」に記入の上、り災証明書を添付のうえ、保育所または子育て支援課へ提出してください。
- 減免の期間は、災害のあった日の属する月（7月）から6箇月とします。
- すでに納入された保育料は、7月分にさかのぼって還付等で対応いたします。

お問い合わせ先

大洲市役所子育て支援課  
子育て支援係  
(0893) 24-5718